



高松市告示第348号

生活保護法第78条生活保護費徴収金督促状(令和8年4月7日付け)を郵便で送達しましたが、別紙の者については、住所等が不明のため送達が不能となりましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年6月9日

高松市長 大西 秀人

別紙 公示送達一覧表

氏名	納期限	理由
溝渕 朝代	令和8年3月31日	居住地不明に伴う返戻
大東 道政	令和8年3月31日	居住地不明に伴う返戻

以上